

医療費適正化計画の改定について

計画の期間 現行計画(第1期) 平成20年度～平成24年度(5年間)

次期計画(第2期) 平成25年度～平成29年度(5年間)

厚生・産業常任委員会

平成24年(2012年)11月14日

健康福祉部医務薬務課

計画の位置づけ

- 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、都道府県における医療費適正化を推進するために定める計画
- 「健康増進計画(滋賀県健康いきいき21)」「医療計画(滋賀県保健医療計画)」および「介護保険事業支援計画(レイカディア滋賀プラン)」との調和
- 国が定める「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」に沿って、都道府県の実情を踏まえ、必要と考える事項を主体的に記載

計画の基本理念

☆住民の生活の質の維持及び向上

・健康保持増進・予防 　・医療機関の役割分担、連携の推進 　・在宅医療の充実

☆超高齢社会の到来への対応

・高齢者の医療費の伸びを中長期的に下げる

☆目標及び施策の達成状況の適切な評価

・目標の達成状況及び施策の進捗状況の評価、必要に応じた計画の見直し

現 状

医療費の増大

○県民医療費

平成20年 3,384億円

平成23年 3,630億円(概算医療費)

《参考》後期高齢者医療費

平成20年 1,122億円

平成23年 1,264億円

特定健康診査等の割合（平成22年度）

○特定健康診査実施率 44.3% (目標70%)

○特定保健指導実施率 12.8% (目標45%)

○メタボリックシンドローム該当者・予備群 25.3%

健康状況

○平均寿命

男性 80.52歳 女性 86.39歳

○健康寿命

要介護度で算出される平均自立期間

男性 78.86歳 女性 83.50歳

課 題

全国平均よりも高い率で伸びている 本県の医療費の適正化

◇概算医療費の伸び率(H21-23)

総額 4.07% (全国平均 3.50%)

1人当たり 3.73% (全国平均 3.60%)

目標数値を下回っている実施率等の 割合の改善

- ・特定健康診査の受診率は毎年2%強ずつ伸びているが、目標値に届いていない
- ・特定保健指導の実施率は毎年2~3%ずつ伸びているが、目標値をかなり下回っている
- ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群が微増傾向。特に該当者の増加の割合が大きい

生涯を通じた健康づくりの推進

- ・壮年期の男性の肥満、若い女性のやせの割合が全国に比べ高い
- ・バランスのとれた食事に気をつけている人は、男性全体の1/4、女性全体の1/2と低い
- ・運動を継続している人の割合が減少している

高齢期における適切な医療の確保

計画の基本理念

- ☆住民の生活の質の維持及び向上
- ☆超高齢社会の到来に対応

医療費の適正化

達成すべき目標

○健康の増進

- ・適正体重を維持している人の増加
- ・バランスのとれた食事に気をつけている人の増加
- ・運動習慣のある人の増加
- ・成人の喫煙率の減少
- ・80歳以上で20本以上の自分の歯を有する者の増加

○生活習慣病発症予防、重症化予防

- ・メタボリックシンドローム該当者、予備群の減少率
- ・特定健康診査の実施率
- ・特定保健指導の実施率

○医療の効率的な提供の推進

- ・平均在院日数の短縮、後発医薬品の使用促進

※第2期計画では、療養病床を機械的に削減するのではなく、病院・病床の機能分化・強化、在宅医療の推進、医療と介護の連携の強化を図ること等により、医療機関における入院期間の短縮を目指すこととされた。

計画骨子案

第1章 医療費適正化計画に関する基本方針

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

第3章 目標と取り組むべき施策

1 基本的事項

(1) 健康の増進に関し達成すべき目標

- ①適正体重を維持している人の増加
- ②バランスのとれた食事に気をつけている人の増加
- ③運動習慣のある人の増加
- ④成人の喫煙率の減少
- ⑤80歳以上で20本以上の自分の歯を有する者の増加

(2) 生活習慣病発症予防、重症化予防に関し達成すべき目標

- ①メタボリックシンドロームの該当者、予備群の減少率
- ②特定健康診査の実施率
- ③特定保健指導の実施率

(3) 医療の効率的な提供の推進に関し、達成すべき目標

- ①平均在院日数の短縮
- ②後発医薬品の使用促進

(4) 取り組むべき施策

①健康なひとづくり

- ・子どもの頃からの健康な生活習慣づくり
- ・肥満予防、たばこ対策、休養・こころの健康づくりの推進

②健康なまちづくり

- ・健康を支援する県民活動推進
- ・健康を支援する社会環境整備

③医療の効率的な提供の推進

- ・医療機関の機能分化、在宅医療の推進
- ・後発医薬品の使用促進

(5) 保険者、医療機関その他の関係者の連携および協力

(6) 医療に要する費用の見通し

2 その他

- ・計画の進行管理、公表

第4章 計画作成のための体制の整備および 達成状況の評価